

保団連九州ブロック

## 九州厚生局と指導問題等で懇談

高点数理由の指導見直し求める



九州各県から27人が参加した懇談会（福岡市内）

1月19日（木）、保団連九州ブロック協議会（以下「九州ブロック」と九州厚生局（以下「厚生局」）との懇談が行われた。この懇談は指導等に関し、率直な意見交換を行う場として開催されており、今回で14回目を迎えた。厚生局からは、坪井俊宣管理課課長、増岡寿上席医療指導監視監査官、西原等医療課課長補佐の3名が出席し、九州ブロックからは役員・事務局27人（本会からは浦・黒木

副会長と事務局）が出席した。冒頭、坪井管理課課長より、「我々は、保険医の皆様方に保険診療の制度等を正しく理解していただき、適切な保険診療にあたっていただくため、様々な機会を通じて取り組みに努めている。この懇談会もその一助になればと思っているので、ぜひご理解とご協力をお願いしたい」と挨拶があった。なお、過去2回同様、今回も新型コロナウイルス感染症の感染拡大を考慮し、福岡協会会議室をメイン会場に、各協会等をWEBで繋ぎ、WEB併用で開催した。

## 6つの質問を事前に提出

懇談に際し、九州ブロックから事前に以下の質問6項目と要望事項を文書で提出した。①平成7年12月22日厚生省通知に基づき、直近の「高点数による個別指導」の結果が「概ね妥当」かつ妥当な状態が継続しているか、②認められるもの、又は「経過観察」でその後改善が図られていると認められる保険医療機関について、③「高点数による個別指導」の選定から除外できないか、④自院のレポート1件当たりの平均点数や医科の類型区分の確認に係る九州各県事務所への照会状況（件数等）はいかがか、また、医科の類型区分について、確認の結果、貴局と医療機関側の認識が異なる事例も一定数ある

のか、⑤「保険医療機関等電子申請・届出等システム」運用開始により、今後、全ての申請・届出がオンラインで可能になる予定なのか。また、九州各県の保険医療機関の登録割合はいかがか、④新型コロナウイルス感染症の影響で個別指導が延期された場合、当初の日程とは別に新たに日程を設けて実施しているのか。また、個別指導の延期ではなく、指導時間の短縮等で実施いただけないか、⑤2022年4月診療報酬改定において鹿児島県では5月に入っても施設基準届出受理通知書が届かず、4月分の診療報酬請求に支障が生じた事例に関する認識と今後の対応についてはいかがか、

⑥「医療指導監査業務等実施要領」（指導編）に照らして、新規個別指導の会場として福岡県歯科医師会館を使用するとの決定に至った経緯の説明をお願いしたい。懇談ではこれらの質問への厚生局からの回答、九州ブロックからの追加質問及び意見交換が行われた。

## 厚生局からの回答後は自由意見交換

厚生局からは、①現時点では、妥当な状態が継続していると認められる、又はその後改善が図られていると認められるというところについて、「判断基準」がないためこれを適用した選定は難しい。ただし、経過観察が認められない場合は、改めると指導の必要が生じることもあり得る。その判断は個別の状況を総合的に勘案することとなる。②各県事務所等へ平均点数や類型区分の照会はあるが、本局に件数を報告する事務処理となっていないため、本局では件数については把握していない。医科の類型区分について、保険医療機関と各県事務所等で管理している主たる診療科に認識の相違が認められた場合は、保険医療機関に変更届の提出を案内している。③順次オンライン化等の検討を行い、その内容を具体化させていく予定であると承知しているが、書面での申請・届出のものが残るかは未定。電子申請の登録割合は把握していない。④当初の年間スケジュールの中で実施する場合もあれば、新たに日程を設けて実施することもある。新型コロナウイルス感染症の影響により実施が遅れている個別指導については、関係団体との協議を図りながら早期実施に努めていく。⑤

鹿児島事務所において大量の届出があったことにより、届出の審査・受理等の事務処理が遅れてしまったことについては、今後は同様のことがないように早期審査・受理等に向けた体制の確保に努めていきたい。⑥令和3年度の新規開設保険医療機関に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による延期分等をあわせて実施するために必要な広さの会場確保が困難な状況のなかで、県歯科医師会館の会議室が感染防止対策等の条件を満たすため、今年度に限り、コロナ禍での例外的対応として本省にも相談の上、指導会場として実施した。その他の回答があった。その他、過去の懇談時の質問や要望を踏まえてざっくりとらん意見交換を行った。懇談の質疑応答や意見交換の内容の詳細は本紙4頁に掲載しているので、確認いただきたい。